

## 測量・建設コンサルタント等業務の総合点数について

総合点数は、入札参加資格審査申請書の記載内容(技術者に係るものは、申請書に添付された技術者経歴書の記載内容)をもとに、次の算式によって計算した値とする。

$$\text{総合点数} = (A \times 3) + B + C + D$$

A	業務分野別年間平均実績高点数	業務分野別年間平均実績高の金額に応じ、【別表1】の点数の欄に掲げる式により算出した点数とする。
B	自己資本額点数	自己資本額を業務全体の年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値(【別表2】において「自己資本額数値」という。)に応じ、【別表2】の点数の欄に掲げる点数とする。
C	技術者点数	業務分野ごとに【別表3】の有資格者の欄の第1列に掲げる者の数に「5」を、第2列に掲げる者の数に「2」を、第3列に掲げる者の数に「1」をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値(【別表4】において「技術者の合計数値」という。)に応じ、【別表4】の点数の欄に掲げる式により算出した点数とする。 ただし、一人の技術者が同一分野における複数の資格を有している場合は、それぞれの資格に対応する点数の合計(一人の技術者の合計点が9点を超える場合は9点とする。)とする。 なお、地質調査分野については、最も上位の資格に対応する点数だけを、それぞれ算定に使用するものとする。
D	営業年数点数	営業年数に応じ、【別表5】の点数の欄に掲げる点数とする。

【別表1】

年間平均実績高(X)	点数(小数点以下切捨て)
20億円以上	30
10億円以上20億円未満	$20 + (X - 10\text{億}) \div 1\text{億}$
5億円以上10億円未満	$15 + (X - 5\text{億}) \div 1\text{億}$
1億円以上5億円未満	$10 + (X - 1\text{億}) \div 8000\text{万}$
1億円未満	$X \div 1000\text{万}$

【別表2】

算式	自己資本額数値	点数
自己資本額 ÷ 年間平均実績高 × 100	10以上	30
	5以上10未満	20
	5未満	10

【別表4】

技術者の合計数値(Z)	点数(小数点以下切捨て)
110以上	150
65以上110未満	$100 + (Z - 65) \times 10 \div 9$
40以上65未満	$75 + (Z - 40)$
15以上40未満	$50 + (Z - 15)$
15未満	$Z \times 50 \div 15$

【別表5】

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上35年未満	25
15年以上25年未満	20
5年以上15年未満	15
5年未満	10

【別表3】

業務分野	有資格者			
	第1列	第2列	第3列	
測量	測量士	測量士補		
建築関係建設 コンサルタント業務	1級建築士 建築設備士	2級建築士 建築積算資格者		
土木関係建設 コンサルタント業務	技術士のうち第2次試験の技術部門を次の部門とするものに合格した者		建設コンサルタント業務実務経験者	
	部門	選択科目		
	機械部門	流体機械, 建設, 鉱山, 荷役及び運搬機械又は機械設備		
	電気電子部門			
	建設部門			
	農業部門	農業土木		
	森林部門	森林土木		
	水産部門	水産土木		
	情報工学部門			
	応用理学部門	地質		
上下水道部門				
総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門についてはすべての選択科目)とするものに限る。)				
地質調査業務	技術士のうち第2次試験の技術部門を次の部門とするものに合格した者		技術士のうち第2次試験の技術部門を機械部門とするものに合格した者	
	建設部門	土質及び基礎		
	応用理学部門	地質		
	総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。)			
	部門	選択科目		
	建設部門			
農業部門	農業土木			
森林部門	森林土木			
水産部門	水産土木			
応用理学部門				
補償関係コンサルタント業務	測量士	司法書士	税理士	会計士補
	1級建築士	測量士補	中小企業診断士	用地調査等業務実務経験者
	技術士	2級建築士	建築積算資格者	公共用地取得実務経験者
	建築設備士	公認会計士		

1 上記の各資格は、関係法令等に基づき、免許、登録、資格者証、免状の交付等を受け、現に有効なものでなければならない。

2 建設コンサルタント業務実務経験者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 学校教育法による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目(橋梁工学, 土質工学, 河川工学, 海岸工学, 構造力学, 材料工学, 水理学, 道路鉄道工学, コンクリート工学, 都市計画及び地方計画, その他農業土木, 森林土木に関する学科を含む。以下同じ。)を習得し、建設コンサルタント業務(建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。)に20年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント業務に22年以上の実務経験を有する者

(3) 建設コンサルタント業務に25年以上の実務経験を有する者

3 用地調査等業務実務経験者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門(土地調査, 土地評価, 物件, 機械工作物, 営業補償, 特殊補償, 事業損失, 補償関連)のいずれかに係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者

(2) 補償業務全般に関する指導監督の実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者

(3) (社)日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格を有する者で、(財)公共用地補償機構の行う「補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修」を終了した者

4 公共用地取得実務経験者とは、国, 地方公共団体等において、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者をいう。